

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市金倉町川東土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 役員の 種 類 | 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|------------|------|-------------|-----------|
| 理 事 | 直井 宏 | 丸亀市金倉町684番地 | 平成17年8月6日 |